

FP●●

News Letter

VOL.
03

2024年秋号

確定申告はスマホでスムーズに！
自転車のルール違反に要注意！

Topics ■

確定申告はスマホでスムーズに！

毎年2月16日～3月15日までの1か月間が**確定申告書の提出期間**ですが、面倒だと思っていた申告が、**以前に比べ簡単にできるようになっている**ことはご存じでしょうか？

スマホでe-Tax！

スマホとマイナンバーカードがあれば、e-Taxによる申告がスムーズに行えます。国税庁のサイト「**確定申告書等作成コーナー**」で画面の案内に従い金額等を入力すると、確定申告書が作成されe-Taxによる提出ができます。

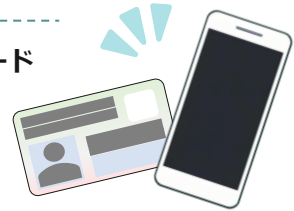
e-Taxで確定申告をするメリット

準備するもの

24時間
申告可能添付資料
の省略3週間程度
の早期還付

- ☐ 給与所得の源泉徴収票
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 還付金を受け取る口座番号がわかるもの
- ☐ 医療費の明細書（医療費控除の申告の場合）
- ☐ 寄附金受領証明書（寄附金控除の申告の場合）

※マイナンバーカードが無くても、ID・パスワード方式による申告も可能です。



マイナポータル連携機能・連携対象

各種データをマイナポータルで一括取得し、申告書へ自動入力・計算ができます。

収入関係

- ☐ 給与所得の源泉徴収票
- ☐ 公的年金等の源泉徴収票
- ☐ 株式の特定口座

控除関係

- ☐ 医療費・ふるさと納税
- ☐ iDeCo・小規模企業共済掛金
- ☐ 生命保険・地震保険
- ☐ 住宅ローン控除関係
- ☐ 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

スマホアプリで納税

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスしスマホアプリを通じての納付も可能になりました

Topics ■

自転車のルール違反に要注意！-2024年11月から罰則強化-

2024年11月から**自転車利用者に対する罰則が強化**されました。「ながら運転」や「飲酒運転」など危険運転が話題になることも多い**自転車交通事故は年々増加**しています。「そんなの知らなかった！」は通用しません！内容をしっかりと理解して、注意して運転しましょう！

自転車の「ながら運転」に厳しい罰則が追加

スマホで通話しながらの運転

スマホを注視しながらの運転

6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

これにより交通の危険が起きた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の「酒気帯び運転」も罰則の対象に

血液1mlにつき0.3mg以上
呼気1Lにつき0.15mg以上3年以下の懲役
または
50万円以下の罰金

飲酒運転を助長するほう助行為も罰則の対象に

酒類提供・飲酒運転の自転車に同乗

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒をした者への自転車の貸し出し

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

ご相談依頼シート

ご相談がありましたら☑チェックをして頂きFAX送信をお願い致します。

- ☐ 現在の保険内容を確認したい
- ☐ 保険の見直しをしたい
- ☐ 変更したい（ 名義変更 ・ 住所変更 ・ 口座変更 ・ その他 ）
- ☐ 相談したい（ ）
- ☐ 資産運用について
- ☐ 投資信託（NISA、iDeCo）について
- ☐ 相続・贈与について

お名前：

ご連絡先（ご自宅・勤務先・携帯番号）：

その他、何かございましたら記載をお願い致します

お電話いつでもご連絡ください

TEL : 0102-550-507 FAX : 082-255-5227